第３　経営力向上に関する事項

１　経営力向上の内容に関する事項

一　経営力向上において実施すべき事項

現に有する経営資源又は他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源に関し、他の医療等サービス提供主体との機能分化、業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保及び向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが適当である。

二　経営資源を高度に利用する方法として、特に優先すべき事項

医療等従事者の勤務環境の改善を特に優先すべきである。

２　経営力向上の実施方法に関する事項

	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所等
（略）	（略）	（略）	（略）
ＩＣＴ投資、設備投資及び省エネルギー投資に関する事項	（略）	（略）	（略）
経営資源の組合せ	役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用	役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用	商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用
その他の経営資源を高度に利用する方法	（略）	（略）	（略）

３　経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一　事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を法第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。また、組織再編行為が患者、従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。

第３　経営力向上に関する事項

１　経営力向上の内容に関する事項

一　経営力向上において実施すべき事項

他の医療等サービス提供主体との機能分化、業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保及び向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが適当である。

二　経営資源を高度に利用する方法として、特に優先すべき事項

医療等従事者の勤務環境の改善を特に優先すべきである。

２　経営力向上の実施方法に関する事項

	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所
（略）	（略）	（略）	（略）
ＩＣＴ投資、設備投資、省エネルギー投資に関する事項	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
その他の経営資源を高度に利用する方法	（略）	（略）	（略）

３　経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一　事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。